

報告第 29 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

豊科リサイクルセンターで発生した看板転倒による物損事故に関する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 10 月 12 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 30 年 9 月 9 日、豊科リサイクルセンターの屋外に設置していた案内看板が、強風にあおられて転倒し、駐車車両を破損させたものである。

2 損害賠償請求者

市内在住者

3 損害賠償の額

本事故の原因は、施設管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 158,655 円を賠償するものとする。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。